組合監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき中讃広域行政事務組合管理者が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

令和 6 年 2 月 8 日

中讃広域行政事務組合
監査委員　横川重行
監査委員　中野一郎

1　措置を講じた課・施設

総務課

企画課

企画課 認定審査室

情報センター

租税債権管理課

施設管理課

施設管理課 エコランド林ケ谷

施設管理課 仲善クリーンセンター

クリントピア丸亀

瀬戸グリーンセンター

2　監査実施日及び監査の種類

令和 5 年 12 月 6 日から令和 5 年 12 月 20 日まで

定期監査

3　監査の結果に関する報告の提出日

令和 6 年 1 月 22 日

4　措置通知年月日

令和 6 年 1 月 30 日付け

5　指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

令和５年度監査の結果に関する報告に基づき
中讃広域行政事務組合管理者等が講じた措置の通知内容

令和６年２月

中讃広域行政事務組合監査委員

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
総務課	1　女性管理職の登用について 男女の比率や、女性管理職の登用はどのようになっているか。また、育成についてはどうか。	女性職員の管理職の状況については、事務局長を除き、課長級では０名、課長補佐級及び係長級では、派遣職員を含めて６名となっている。今後は、課長補佐・係長級の女性職員の成長をサポートするとともに、若手職員から組合を担う女性職員の育成を検討してまいりたい。
	2　職員の健康管理について 総務課は人事権を持っている部署であるため、職員の健康管理については十分にやっていただきたい。 特に以下の３点について取組んでいただきたい。 ・健康診断の受検率 100％ ・メンタルヘルス研修の出席率 100％ ・ストレスチェックの受検率 100％	指摘の３件について、100％となるよう職員に重要性等を周知するとともに、受検しやすいスケジュールの設定や実施後のフォロー等も含めて検討し、職員の心と体の健康管理に努めてまいりたい。
	3　契約について 契約については、随意契約でやむを得ないものもあると思うが、今後、内容によっては競争入札の検討が必要である。	契約の内容等状況を精査し、競争入札の比率を上げるよう努めたい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
企画課	1　自治体DXについて 自治体 DX 推進アドバイザーに関する成果はどうだったのか。各市町で温度差は大きいと思うが、何が問題かという事を行政は認識しているのか。職員が問題意識を持って、それを組合がサポートしていくことで各市町に DX が広がっていくと思うので、引き続き取組んでいただきたい。 また、全てを一度にデジタルトランスフォーメーション化するのは難しいが、小さいことでも何か一つ導入できるものがあれば、それを切り口にして、一つ一つできることを増やす取組をしていただきたい。	DX 推進アドバイザーについては、昨年、一昨年と講演いただいた縁で菅原氏と契約し、業務を行っている。市町によって DX 推進体制は異なっており、それぞれの課題を解消するために業務をスタートしている。その中で、令和５年度については、機運醸成、認識共有を主に活動いただいているため、具体的取組としての成果をお示しすることは難しい。ただ、市町担当者間の連携については、合同研修や管理者会視察研修の同行などを通じて下地が整ってきていると考えている。具体的な取組については、市町の要望に応じて共同でできるものは実施したいと考えている。
	2　若手職員プロジェクトチームについて 目的をもって勉強、取組をしていくのは良いことだが、活動の成果としてはどうか。	若手職員プロジェクトチームについては、今年度に設置した組織であり、まだまだ手探りの状態ではある。その中で、理事者側から課題を提示し、その課題に沿ってグループごとに活動しており、２月ごろには管理者への具体的な取組の要望も含めた活動報告を予定している。そこで管理者の承認が得られれば、予算化に向けてさらに具体的に進めていきたい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
認定審査室	1　介護認定審査会のデジタル化について 　デジタル化については、様々な分野において進めていくべきだと考えているが、審査会委員によってはタブレットの使用方法等に不安を抱えている方もおられると思うので、スムーズに導入できるよう取組んでいただきたい。	対面形式での操作説明会と３か月間の併用期間を設け、デジタル化に対する不安を解消できるよう、各委員のスキルに応じたサポートを行う。
	2　申請者数の増加については、どのように考えているか。	高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とされる方も増加すると思われるが、更新申請者の認定有効期間が 48 か月まで延長可能になるなど、国の対策もあり、現在申請者数の増加は抑制されている。今後、申請者数が増加した場合は、状況を把握したうえで人員配置等についても要望したい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
情報 センター	1　標準化対応後のシステム運用について 　自治体情報システムの標準化・共通化により、情報センターの在り方は変わってくる。トラブルの無い基幹業務システムの運用を実現するため、今後の業務内容や体制について十分に検討を行い、対応できるようにしていただきたい。	ガバメントクラウド利用によるサービス提供型の標準準拠システムの運用について、未だ情報は不足しているが、これまでの情報センター主導による共同システムの場合とは異なり、担うことができない部分が増加すると考えられる。 　今後予定されるシステムベンダーからの運用保守サービスの提案内容を精査のうえ、システム研究会の開催頻度を高めて協議を行い、関係市町のニーズに応えることができるよう、情報センターの役割や体制を定めていきたい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
租税債権管理課	1　滞納整理事務について 組合に移管されるまでの市町の取組について、組合でも把握できているのか。本当に生活に困っている人の救済など、行政が果たす役割は大きいが、組合ではどのような形で進めているのか。また、人事異動による事務の引継ぎはスムーズに、完璧にということが求められる。事務のマニュアル化はされていると思うので徹底し、しっかり引き継げる体制作りをしていただきたい。	基本、各市町において催告書を発送した後、市町により温度差はあり、独自で滞納処分を行うケースもあるが、結果滞納になった税を機械的に移管したり、案件内容を精査し移管したりする。 滞納整理にあたっては、納付の意思があるものの一括納付が難しい人に対しては、一定期間の分納を認めている。納付の意思が見えない人に対しては、まず財産調査（預金、保険、給与など）を行い何か見つかれば差押えに移っていく。最後は自宅を捜索し、生活状況を把握し、担税能力がないと判断すれば執行停止などの措置をとっている。 当課においては、事務引継ぎの中でも、各滞納者を担当する職員が異動となった場合が大事と思われる。現在、各滞納者の情報は滞納管理システムにより滞納者に関連する事実経過を、対応した者がその都度交渉内容等を入力し課内全体で共有しており、誰が見ても経緯が分かるように入力するよう努めているところである。
	2　各市町との関連性について 組合では債権（預金、給与等）の差押えを行っているが、移管されるまでの各市町の徴収体制、取組みなどはどのようになっているのか。	市町により滞納整理に対する方針、考え方に差異があり、滞納分について機械的に移管したり、案件内容を精査し移管したりするところもある。また、現在の市町と組合の滞納管理システムは、担当者と担当市町のシステムを双方から閲覧することが可能であり、お互いに滞納者の情報（滞納状況、財産状況など）を共有しており、より緊密に連携することにより、適正かつ確実な徴収に努められている。

	３　弁護士委託について 　委託契約の中に法律顧問契約があるが、他の自治体等では弁護士が催告書等の文書発送に関わった際、１通についての単価があるようだが広域ではそういった契約はあるのか。	法律顧問契約については、広域全体で総務課が代表として契約しており、各課で様々な相談等に応じてもらっているが、文書発送に関しての契約は入っていない。 　今回、当課において令和３年度に行った給与差押に関しての訴訟に対して、「法律顧問契約書」に基づき委託契約したものである。専門的な裁判等の流れについて的確に指導していただき解決に向かっている。今後も密に相談することにより大きなトラブルが無いように業務に努めていきたい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
施設管理課	1　プロポーザル審査による業者選定について 実際、今入っている業者もあるので難しい面もあると思うが、何社が手を挙げたのか。何社が興味を持ってくれたか等、その後の追跡調査はできているか。随意契約になっているが、契約金額の妥当性等についても検証していただきたい。	令和５年度の業務委託契約は、クリントピア丸亀の基幹的設備改良事業に関する基本設計及び発注･契約事務支援を目的としているため、業者選定において、事業提案内容について評価する必要があり公募型プロポーザル方式で評価を行ったが、競争性を確保するため、価格も評価項目とした。なお、価格については、参考見積を基に限度額を設定し、プレゼンテーション後に提案内容について協議し不要な業務内容を除き、再度、見積を徴した上で契約している。 また、参加表明し、プレゼンテーションを行った事業者は１社であったが、令和４年度中に情報収集に訪れた事業者が２社、公募型のプロポーザルの公告後に参加資格についての質問を行った事業者が１社あったが、今回受託した事業者以外の参加表明はなかった。
	2　ごみ処理施設集約化検討委員会について メンバーの構成、活動予定についてはどのようになっているか。	ごみ処理施設集約化検討委員会委員として、岡山大学教授、香川大学教授、全国都市清掃会議 技術部長、日本環境衛生センター 施設事業課担当課長の計４名で構成している。 廃棄物処理、リスクマネジメントなどを専門とされ、全国の自治体で委員をされており、また、国の研究会にも参加されているなどの実績のあるメンバーである。 委員会はクリントピア丸亀の基幹的設備改良事業に関する事業条件等の発注に必要となる事項、事業提案書の審査及び評価等の事業者選定に関する事項の検討を所掌事務としている。 委員会開催については、令和５年 12 月に１回目の委員会を開催しており、令和６年度に計４回開催する予定である。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
施設管理課 エコランド 林ケ谷	1　契約について 　随意契約をしているもののうち、入札できるものはなかったのか。以前より、極力、入札していくようにという話はしているが、随意契約にしなければならない懸案事項としてはなにか。	各契約に関しての業者選定方法は地方自治法に基づき執行している。今回、工事と委託の随意契約は予定価格を設定し２者による見積合せを行った。また、後山の浸出水処理施設管理業務委託は、地元自治会に管理をお願いしている。委託内容は、設備の点検及び薬品の補充、施設周辺の草刈りとなっている。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
施設管理課 仲善クリーンセンター	1　契約について 契約期間の関係で、随意契約が継続しているものも多いと思うが、プラント損害保険については見積合せを行ったうえで、この契約になっているのか。補償内容としてはどうか。	契約の相手先である公益社団法人全国都市清掃会議は、主に廃棄物処理施設を抱えている自治体、一部事務組合に先進的な施設の技術紹介や環境問題などの情報誌を発行している公益社団法人である。その公益社団法人が廃棄物処理施設の機械設備や各装置の不測の事故等に特化した廃棄物処理プラント保険を自治体や一部事務組合向けに運用している。また、他の損害保険を扱っている保険会社を調査したが、保険適用範囲は建屋関係が主で各設備についてはほとんど適用外となっており、処理施設にはそぐわない内容であった。
	2　負担金について 地域振興負担金について、各自治体に支払う金額の根拠を示していただきたい。焼却を終えた後も、解体撤去するまでの期間は支払うとのことであるが、負担金の意味合いは？	仲善クリーンセンターの地元自治会は琴平町の２自治会、まんのう町の１自治会の計３自治会である。地域振興負担金額の根拠は自治会の会員人数を基本として協議を行い定め、また負担金は迷惑料としての意味合いがある。 支払期限は、仲善クリーンセンター操業当初、地元協定で平成29 年度末までとなっていたが、その後、地元と令和９年度末までの 10 年延長の協議を行い、操業停止の令和９年度末までは現在、支払っている金額、施設を解体撤去するまでは半額を支払う内容の地元協定となっている。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
クリントピア丸亀	1　SDGｓへの取組について 今現在、焼却しているものの再利用について、取組状況を教えて頂きたい。また、今後の計画はあるのか。 剪定ごみの堆肥化については期待しているので、検討していただきたい、	剪定ごみの堆肥化は、収集・運搬の範囲ではあるが、堆肥化の取組内容やごみの減量化、再資源化等について、ごみ処理担当者会にて情報共有を行っています。
	2　リサイクルについて 様々な方法があると思うが、需要と供給という面や、ごみを増やさないという面からも、力を入れて取組んでいただきたい。イベント等はしっかり PR し周知していただきたい。	ごみを増やさない取組として、使わなくなった物を住民同士で交換するイベントを年に３回開催している。イベントの認知度向上、3R の周知のために、SNS 等を用いて PR を行っていきたい。
	3　ごみの分別について 焼却施設の一本化に向けて、各市町のごみ分別について統一していかなければならないが、早めに実施して、あとはチェック体制に入るよう計画的に実施していただきたい。	２市３町のごみ集約化に向けて、小型家電をはじめ、ゴミの分別・収集運搬に関する取り決め事項を速やかに協議・協力し、市民に周知していきたい。

区分	監査の結果（指摘事項及び意見）	講じた措置及び対応状況
瀬戸グリーンセンター	1　契約について 　随意契約でなければやむを得ないものもあると思うが、契約については入札が基本だと思うので、契約期間が終了する際には検討していただきたい。 　また、入札方法については電子入札の導入なども検討し、見直しをしていただきたい。	直近に契約が終了するものとして、構内警備業務委託があるが、警備設備機器の入れ替えが困難なため、施設建設当初に施工した業者１社で随意契約してきた経緯がある。昨今の機器の無線化等新しい技術での対応の可否など調査は行ったものの、まだそこまでの警備環境を整えるには至っていないことが判明した。今後の多様な技術改革により安価に設置できる可能性も含め、引き続き情報収集してまいりたい。 　また、新たな入札方法の検討については、業者間のデジタル環境に違いがあることから、今後の検討課題として対応してまいりたい。
	2　肥料の安全性について 　安全性はどのように担保されているのか。 　環境ホルモンの影響は、最近、世界的にクローズアップされているので、問題が明らかになった時に手遅れとなることがないよう注視していただくとともに、チェック体制を整備していただきたい。	肥料の安全性については肥料取締法に基づく重金属類の含有量の検査を年４回、また原料である脱水汚泥については年２回実施し安全性の確保に努めている。 　また、ご指摘の新たな項目に関する検査については、分析業者と検査項目について相談し、含有の可能性がある場合に対応する体制を整えている。